**農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告**

　下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（令和17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

　なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

　令和○○年○○月○○日**（※①）**

　　　　　　　　　　○○県知事　○○　○○

　　　　　　　　　　記

農事組合法人○○○○

　○○県○○市○○町○○番地

農事組合法人○○○○

　○○県○○市○○町○○番地

農事組合法人○○○○

　○○県○○市○○町○○番地

　　　・

　　　・

　　　・

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。